洪水予報業務等の実施に係る○○県と○○地方気象台間の

気象・河川情報等の交換に関する協定（例）

○○県（以下「甲」という。）と○○地方気象台（以下「乙」という。）は、水防法、気象業務法及び「○○県及び気象庁が共同で実施して行う洪水予報業務に関する協定」に基づき共同で実施する洪水予報業務、その他の甲及び乙の防災業務に関し、相互に密接な連携を図るため、気象及び河川等に関する情報（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、洪水予報業務に係る事務を迅速かつ的確に実施、水災及びその他の気象災害の予防等に寄与することを目的とする。

第２章　装置等の設置

（装置等の設置）

第２条　甲及び乙は、情報交換のために必要な装置を設置する。

第３章　管理運用

（点検及び管理）

第３条　甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

第４章　情報交換

（情報交換の手段及び内容）

第４条　甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、共同で洪水予報を実施するために必要な情報を相互に交換するとともに、甲は降雨量、水位等の情報を、乙は気象情報、予測降雨量等の情報を相互に交換する。

２　甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有する□□（□□システム）においても、甲の事務の一環として、各市町村及び住民に周知・啓発するため活用することができる。

３　第１項により甲より乙に提供された情報は、本協定の目的の範囲内で、乙及び気象庁、××管区気象台等の気象官署の気象官署が発表する情報等に含めることができる。

４　甲及び乙は、共同して洪水予報を実施するために必要な情報を相互に交換する。

５　情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第５章　その他

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和△年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲又は乙から申し出のないときには、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（疑義の解決）

第６条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第７条　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し各自１通を保管する。

令和○年○月○日

甲　○○県　知事　　　○○　○○

乙　○○地方気象台長　○○　○○